

# 地方名望家と勸農社実業教師の招聘

——島根県鹿足郡堀家と高田万太郎——

西村卓

## 目次

はじめに

一 地方名望家堀家について

二 勸農社実業教師高田万太郎の招聘

三 勸農社実業教師高田万太郎の活動

(1) 実地技術指導

(2) 農談会・品評会での役割

(3) 堀家小作地管理

おわりに

## はじめに

本稿の目的は、島根県有数の地方名望家であった鹿足郡堀家が私費でもって招聘した、勸農社実業教師高田万太郎の当地での活動を、同家勘定場「日記」を主たる資料として再現してみる事である。

明治二十年を前後する時期に、林遠里の各府県への巡回とともに、勸農社から延四六一名の実業教師が全国各地に派遣された。当時は「老農の時代」と言われ、数多くの老農が活躍したが、その中でも彼らの活動が地域的に大きな拡がりを持っていた事、更には明治農法の軸とも言うべき乾田牛馬耕普及の実質的な先鞭を切った事等から、従来から注目もされ、研究も進められて来た。<sup>1)</sup>

しかし、資料的な制約も加わり、例えば林遠里稲作改良法の核とも言うべき「寒水浸し法」「土囲い法」にも変化・発展がある事を看過している点、また福岡地方において多様な営農経験を持つ実業教師たちが、その経験にもとずき各地の旧慣法の中に林遠里稲作改良法を柔軟に組み入れようと努力・苦闘した具体的姿をとらえていない点等をみた場合、これらの研究の導き出した結論が、十分な実証性に裏付けられたものであるとは言い難いのである。

林遠里Ⅱ勸農社の評価は、林遠里に即した彼自身の農法の展開に注意しつつ、ある面では独自の役割を持った実業教師の活動の実態を、豊富な事例を掘り起しながら、各地での社会経済的特質、特に地域農業の展開(その中には当然地主的土地所有の展開も含まれる)との関連の中で位置付ける事によって再度行なわれなければならないのである。<sup>2)</sup> こういった立場から、前述の先行研究をふまえながら、最近いくつかの研究がみられ始めた。<sup>3)</sup> 本稿は更にもう一つの事例研究をこの流れの中に加えるものに過ぎないが、実業教師高田万太郎が、堀家の私費でもって招聘されたという事から、おのずから地方名望家にとって当時の農事改良がどのような意味をもっていたのかを考える一つの素材を提供する事にもなった。

- (1) 大西伍一「日本老農伝」(平凡社 昭和八年、改訂増補版が昭和六十年に農山漁村文化協会より刊行)、大田遼一郎「明治前・中期福岡県農業史」(『日本農業発達史』第一巻 中央公論社 昭和二十八年 所収)、江上利雄「林遠里と勸農社」(『日本農業発達史』第二巻 中央公論社 昭和二十九年 所収)、和田伝「稲の天理：林遠里」(『日本農人伝』巻四 家の光協会 昭和三十年 所収)、飯沼二郎「日本における近代農学の成立―林遠里と横井時敬―」(京都大学「人文学報」第三七号 所収)、須々田黎吉「明治農法形成における農学者と老農の交流」(『東京農業大学「農村研究」三二、三三・三四 三五〜四〇号 所収)、同「明治農書全集」第一巻「解題」(農山漁村文化協会 昭和五十八年 所収)。
- (2) 幸いにも最近になって林遠里宛の実業教師からの多数の書簡が林家文書中に発見された。それにより実業教師の各地での活動を再現する一つの資料的基礎が与えられた。
- (3) 拙稿「西南農法の普及と林遠里―勸農社―島根県を事例として―」(九州大学「経済学研究」第五〇巻第一・二号 所収)、勝部真人「明治農法の展開と受容基盤―明治期における広島県農業の発展―」(関西農業史研究会編集「農業史年報」第一号 所収)、内田和義「実業教師と林遠里―勸農社―」(福岡県地域史研究所編「福岡県地域史研究」第六号 所収)等がみられる。

## 一 地方名望家堀家について

明治十年代島根県における勸農政策は、その前半において、西洋農具の試験、西洋種苗の払下・栽培試験等が、時の政府の西洋農法直輸入政策の地方版という形で進められていった。しかし明治十年の西南戦争での巨額の軍費調達による財政的危機とインフレーションの顕在化が政府勸業政策の転換(直接的勸業から間接的勸業、在来農法の見直し)を生んだ事、更にその指導奨励が県下の勸業要求と必ずしも一致しなかった事等から、明治十年代後半からは、圧倒的な主穀生産県であった同県のその一つの重点に稲作改良が置かれたのである。

明治十八年九月に赴任した後、県内全域を巡回した県令籠手田安定は、明治十九年四月に「殖産ノ大意」を告諭し、その第一に「固有ノ物産タル米麦(例バ撰種、耕耘、培養、乾燥、製造、俵装等<sup>1)</sup>)」の改良をあげている。

こういった勸奨の下、農談会の結成等による農事改良推進を在地で積極的に担うのは、同県での中小の地主手作層というよりは、いまだ生産者的要求を色濃く持ち、地域社会の「発展」に寄与しようとする大地主<sup>11</sup>地方名望家であった。例えば、邇摩郡の安井好尚、安濃郡の岩谷九十老、飯石郡の田部長右衛門、仁多郡の絲原権造、松江の佐藤喜八郎であり、本節で取り扱う鹿足郡の堀伴成・礼造であった。<sup>(2)</sup>

堀家は与三右衛門を初代とし、元津和野城主吉見氏に従い、銅山師として業をなしていたが、関ヶ原役後の吉見氏滅亡により、畑ヶ迫村に定住し、笹ヶ谷他数ヶ所の銀銅山稼方を行なう事になったと伝えられている。その後水没等により幾度か休業を余儀なくされるが、代々銅山師として家業継続していった。<sup>(3)</sup> 堀家の経営に関しては、幕末期一三代藤十郎伴良の時には、九一石四斗余の所持高を示し、奉公人一二人を抱えており、天保七年の「議定」<sup>(4)</sup>（家法）<sup>(5)</sup> によれば、金穀貸付（大名貸を含む）、酒造業、小作地・自作地経営を営んでおり、勘定場を頂点としたある程度の経営の分割がみられるようである。みずから銅山稼方を行なうと共に、銅山年寄、また弘化三年には銅山取締惣年寄として笹ヶ谷その他の天領銅山の管理を行っていた。さらに、地域の「親方」として、例えば、天保七年の洪水・飢饉の節には、他国より多量の米を買い付け、当時相場の七割程で安売りを行ない、天領四ヶ村（畑ヶ迫・十王堂・中小屋・石ヶ谷）の窮民に対して、二三石余の施米を行なった。<sup>(6)</sup> こういった地域村々への救恤は、前述の「議定」にも明記され、地域社会における堀家の位置を彷彿とさせる。

この一三代伴良が伴成の父、礼造の祖父にあたるのである。堀藤十郎伴成は天保三年六月に生まれ、嘉永三年に伴良の嫡子として防州山口の安部家より入家し、明治五年に家督を相続している。明治八年には早くも長男礼造に家督を譲り、隠居するが、少なくとも明治二十年代までは伴成は大主人として同家経営に関わっていた事を、勘定場「日

「記」をみる限り窺う事ができるのである。

伴成・礼造の時期には、銅山業・金穀貸付業・小作地経営・酒造業（そして若干の自作地）を経営の柱とし、勘定場を頂点とした経営の合理的分割が確定して行くのである。即ち明治二十五年に新たな家憲を制定し、勘定場での業務を、それぞれの担当者を含めて分割・確定した。勘定場「日記」（明治二十五年）は家憲発布式の模様を次のように伝えている。

九月一日、晴天。

一 本日家憲発布ニ付、一同休業候事。

一 午後一時三十分、本座敷ニ於テ家憲発布式挙行セラル。其席次、左之如シ。

大主人、若主人、堀 昌造、堀 源一、宮崎弥三郎、水谷長助

中路文亮

高田万太郎

本座敷西側

藤井与三郎、堀 半吾、堀 隼太、堀 毎之助、板垣虎治、布施田重夫

本日出席スヘキ安部武治遅参欠席、富藤正人ハ<sup>(虫喰)</sup>□□道路出張不在中ニテ欠席ス。

大主人ハ先ツ家憲発布之旨趣ヲ訓示セラル。其要領、左ノ如シ。

当家ハ自分マテ十五代ニシテ、其経歴三百余年、此年間多数ノ凶年・災厄ニ逢遇セシモ、幸ニ相当ノ救済ヲ施シ今日ニ至リ、益々隆盛ヲ致セシモノハ、祖先ノ定メラレタル家訓ヲ守リ、累代家業ニ勉勵セシニ因ル。実ニ此家

訓アリ。然レトモ、時勢ノ変迂スルニ經ヒ、事物亦變転ス。建国ノ国憲ニ於ケル、一家ノ家憲ニ於ケル、回天シテ、国ニ憲法ナケレハ暴政行ハレ、姦臣国ヲ乱シ、人ノ家ニ家憲ナケレハ湯子(薄也)横族滅家スルニ至ル。此理ヲ權シテ祖先ノ定メラレタル家訓ニ從ヒ家憲ヲ制定シ、本日ヨリ施行ス。些々此旨ヲ戴シ、此家憲ヲ紊乱スル事ナク、宜ク誠忠ヲ尽スヘシ云々ト述ベ、自ラ其家憲ヲ朗読セラル。残条項ハ堀昌造代リテ朗読シ、終テ板垣虎治以下ニ辞令書ヲ付与セラル。其任務左ニ。

任顧問ニ

板垣 虎治

任支配人ニ  
任家務部々長兼貸付課

宮崎 弥三郎

任二等理事  
醸造專任  
各課補

水谷 長助

任二等理事  
土木課專任  
會計課補

富藤 正人  
不在ニ付、宮崎弥三郎代受候事

任二等理事  
地所課專任  
貸付課・土木課・會計課・庶務課補

布施 田重夫

任二等理事  
庶務課・会計課専任  
貸付課・地所課・土木課補  
家務局秘書

中路 文亮

任五等理事  
貸付課・地所課補員

高田 万太郎

右之通各員拝受、請書差上ケ候。

(以下略)

家務部、同局及び諸課との組織的関連はいまの所不明であり、また銅山業がどの課の所轄か不明であるが、庶務課・土木課・会計課・地所課・貸付課及び譲造に経営を分割し、それぞれに担当の専任理事を配しながら、各理事が互いの業務を補足する形で勘定場が構成される事になった事がわかる。後にふれる高田万太郎が正式に五等理事として勘定場業務（貸付課・地所課補員という形で小作地の管理を担当）につく事になるのが、この時点である。

堀家のこの頃からの経済的發展を示す指標として、島根県下における直接税納入者の上位五位までの名を第1表にあげておく。これによれば、昭和期を含めて県下有数の経済力を誇っていた事がわかる。

地方名望家が地域社会形成において経済的・社会的・政治的・文化的に大きな影響を發揮・維持しつづける事は、誰しもが指摘する所である。その影響力發揮の端的な一つの表現は、多種多様な寄附・献金行為にあるが、堀家の場合も教育・公共・公会・慈善・社寺・その他地域社会を構成するあらゆる部面でのそれがみられる。礼造の「履歴書」に添付された寄附目録を第2表に示しておこう。

第 1 表 島根県下多額納税者名簿

1890年 (M23)	1898年 (M31)	1904年 (M37)
田部長右衛門(飯石郡) 3,136	田部長右衛門 3,224	堀 藤十郎 13,348
山本芳太郎(神門郡) 2,718	堀 礼造 2,473	田部長右衛門 10,380
堀 礼造(鹿足郡) 1,788	佐々木 懋(那賀郡) 1,953	高橋隆一(簸川郡) 6,664
岡崎運兵衛(松江市) 1,653	山本秀太郎(簸川郡) 1,879	原本大三郎(能義郡) 5,433
佐藤喜八郎( " ) 1,614	佐藤喜八郎 1,706	佐々木 懋 5,400
1918年 (T7)	1930年 (S5)	
堀 藤十郎 47,687	田部長右衛門 16,791	
田部長右衛門 10,766	堀 藤十郎 15,995	
高橋隆一 9,456	佐々木 懋 14,759	
佐々木 懋 7,372	岡崎国臣(松江市) 12,296	
山本厚太郎(簸川郡) 7,194	高橋隆一 9,267	

注) 。所収はそれぞれ以下の通りである。M23—「日本全国貴族院多額納税者議員互撰名簿」, M31—「日本全国商工人名録」, M37—「全国多額納税者名簿」, T7—「貴族院多額納税者議員互撰人名簿」, S5—「全国多額納税者一覧」。以上『明治期日本全国資産家地主資料集成』『大正昭和日本全国資産家地主資料集成』(柏書房, 昭和59年, 60年)に収録されている。

。堀礼造は明治37年に藤十郎と改名する。単位：円。

こういつた圧倒的経済力を背景とした地域社会における名実共の地方名望家の堀家は、県下での稲作改良のための林遠里<sup>(8)</sup>勸農社招聘の気運の中、私費でもって勸農社実業教師の招聘を行なったのである。ちなみに明治二十五年に礼造は藍綬褒章を授章しているが、その中で「祖先ノ善徳ヲ稟ケ累世ノ田産ヲ持モチ、夙ニ意ヲ殖産公益ニ励マシ、村民ヲ奨励シテ校舍ヲ建設シ、道路ヲ修築シテ運輸交通ヲ便ナラシメ、貧民ヲ救済シテ米穀ヲ施与シ、良師ヲ聘シテ耕作ヲ改良シ、桑苗ヲ分配シテ蚕業ヲ奨励シ、病院ヲ設立シテ患者ニ施療スル如キ公衆ノ利益ヲ興ス一ニシテ足ラス」と記され、授章理由の一つに実業教師招聘をあげている点は、この事が堀家勸業事蹟の中でどの程度のものとして認識されていたかを知る上で興味ある点である。

(1) この他、牛馬(例バ種畜ヲ扱ヒ交接法ヲ定ムルノ類)の改良、養蚕(例バ桑樹ノ増殖、育種法ノ伝習等)・製糸(例バ座繰法ヲ教授シ販路ヲ紹介スルノ類)の勸奨をあげている(『新修島根県史』通史編二 一八八頁 所収)。



第2表 堀家寄附金一覽表

年 代	金 額	教育費関係(本村分)	
		内 容	内 容
1875(M18)	(H1) 36,000	邑郷小学校	
1889(M22)	27,033	同上	
同上(同上)	100,800	田ノ穂小学校	
1890(M23)	18,000	同上	
同上(同上)	200,000	本村教育費	
1892(M25)	200,000	同上	
1893(M26)	200,000	同上	
1894(M27)	200,000	同上	
1895(M28)	200,000	同上	
1896(M29)	200,000	同上	
同上(同上)	10,000	田ノ穂小学校徳次郎教場建築費の内	
1897(M30)	200,000	本村教育費	
1898(M31)	260,000	同上	
1899(M32)	410,000	同上	
1900(M33)	3,013,900	邑郷小学校建築費及器械費として	
1901(M34)	150,000	本村教育費	
1902(M35)	200,000	同上	
1903(M36)	200,000	同上	
1904(M37)	200,000	同上	
1905(M38)	280,000	同上	
1906(M39)	280,000	同上	
1907(M40)	280,000	同上	
1908(M41)	580,000	同上	
1909(M42)	580,000	同上	
1910(M43)	580,000	同上	
1911(M44)	580,000	同上	
1912(M45)	2,000,000	邑郷小学校・笹ヶ谷小学校教育費	
1916(T5)	3,000,000	同上	
1916(T5)			
1921(T10)	14,185,733		
小 計			

年 代	金 額	教育費関係(他町村分)	
		内 容	内 容
1886(M19)	1,200	津和野小学校	
1888(M21)	200,000	東京工手学校	
1890(M23)	26,250	津和野小学校	
同上(同上)	50,000	松江法律学校建築費	
1897(M30)	100,000	見島小学校建築費	
1901(M34)	200,000	八束郡出雲郷村小学校教育費	
1904(M37)	50,000	本郡私立教育会	
1905(M38)	500,000	邑智郡出羽村小学校建築費	
同上(同上)	100,000	同郡川本村小学校	
1906(M39)	50,000	八束郡竹笠村小学校基本金	
1907(M40)	50,000	八束郡出雲郷村小学校基本金	
同上(同上)	50,000	八束郡岩阪村小学校基本金	
1908(M41)	500,000	山口県阿武郡青英小学校建築費	
1912(T1)	500,000	兵曜県中居村小学校建築費	
同上(同上)	500,000	本郡立女学校経費の内	
1913(T2)	400,000	同上(同上)	
1915(T4)	844,200	八束郡出雲郷村小学校改築費	
同上(同上)	100,000	津和野小学校改築費	
1916(T5)	50,000	邑智郡吾郷村・川本村小学校基本金	
同上(同上)	50,000	同上(同上)	
1909(M42)	211,200	邑智郡吾郷村小学校基本金	
1916(T5)	4,000,000	日原小学校建築費の内	
小 計	8,632,850	郡立女学校経費	
年 代	金 額	共 関 係	
1887(M20)	47,126	道路橋梁修繕(本村)	内 容
1888(M21)	100,000	邑智郡川本村道路修繕	
1890(M23)	192,000	本村土木費の内	
1891(M24)	300,000	本村役場建設費	
1892(M25)	57,000	津和野郵便局建築費	
1893(M26)	50,000	邑智郡吾郷村役場建築費	

地方名望家と勸農社実業教師の招聘

1894 (M27)	10,000	荒田川堤防修繕費
1896 (M29)	25,000	吉田村役場修繕費
1897 (M30)	50,000	山口県阿武郡々々会議事堂新築費
同上 (同上)	6,000	山口県村上木費の内
同上 (同上)	1,000,000	邑智郡用木村今津町市道路改修費
1899 (M32)	310,000	本村役場費
同上 (同上)	500,000	山口県阿武郡赤富村里道改修費
1900 (M33)	1,000,000	邑智郡川本村跡市道修繕
同上 (同上)	1,100,000	阿須郡村道路及邑智郡出羽村道路修繕費
1901 (M34)	50,000	本村役場費
同上 (同上)	78,000	邑智郡布施村上木費
1902 (M35)	10,000	青原上木費
1903 (M36)	10,000	大東郡岩坂村道路修繕費
1904 (M37)	124,000	邑智郡川本村上木費
1905 (M38)	10,000	邑智郡出羽村上木費
1906 (M39)	5,000	日原村上木費の内
同上 (同上)	70,000	邑智郡出羽村橋梁改築費
1907 (M40)	200,000	赤富村道路修繕費
同上 (同上)	50,000	伊予国温泉水郡日原村道路修繕費
同上 (同上)	250,000	大東郡出雲郷村道路修繕
同上 (同上)	28,000	邑智郡出羽村上木費
同上 (同上)	100,000	大東郡岩坂村役場新築費
同上 (同上)	55,000	兵庫県川辺郡中谷村道路費
同上 (同上)	300,000	本村部築上谷道路修繕
同上 (同上)	100,000	本村部本村道路改修費
1908 (M41)	30,000	邑智郡川本村橋梁修繕費
同上 (同上)	100,000	兵庫県川辺郡川西市県道路修繕
同上 (同上)	35,000	大東郡出雲郷村堤防修繕
1909 (M42)	390,000	山口県阿武郡須佐里道改修費
同上 (同上)	10,000	日原村上木費
1912 (T 1)	200,000	山口県阿武郡赤富村上木費
1915 (T 4)	255,000	大東郡出雲郷村堤防修繕
1916 (T 5)	100,000	本村戸谷橋架橋費
1917 (T 6)	600,000	本村役場費
同上 (同上)	300,000	同村赤木町費の内
小計	8,207,126	

年 代	金 額	会 関 保 内 容	
		会 関	保 内 容
1900 (M33)	124,000	日本赤十字社	日本赤十字社
1905 (M38)	500,000	東京忠勇顕彰会	東京忠勇顕彰会
同上 (同上)	100,000	大日本帝国水産救済会	大日本帝国水産救済会
同上 (同上)	500,000	日露戦役の際援産会	日露戦役の際援産会
同上 (同上)	1,120,000	日本赤十字社	日本赤十字社
1909 (M42)	100,000	大日本武徳会島根支部	大日本武徳会島根支部
1911 (M44)	6,000,000	恩賜財団済生会基本金	恩賜財団済生会基本金
1912 (M45)	150,000	島根援産会	島根援産会
1913 (T 2)	50,000	帝國在郷軍人会出羽村分会	帝國在郷軍人会出羽村分会
1914 (T 3)	300,000	大日本赤十字社	大日本赤十字社
1916 (T 5)	300,000	大日本山林会	大日本山林会
1917 (T 6)	100,000	国産奨励会維持金	国産奨励会維持金
同上 (同上)	500,000	聯合國病傷兵慰問	聯合國病傷兵慰問
小計	9,844,000		
1888 (M21)	50,000	隱岐西郷水火災罹災者救助金	隱岐西郷水火災罹災者救助金
1890 (M23)	150,000	國分村火災の際罹災者救助金	國分村火災の際罹災者救助金
1891 (M24)	100,000	岐阜県下震災罹災者救助金	岐阜県下震災罹災者救助金
同上 (同上)	100,000	嶽下罹災被害者救助金	嶽下罹災被害者救助金
1892 (M25)			
1906 (M39)	22,180,000	当病院に於て施療救助額	当病院に於て施療救助額
1893 (M26)	70,000	小野村小浜火災に付罹災者救助	小野村小浜火災に付罹災者救助
同上 (同上)	10,000	青原村洪水の際罹災者救助	青原村洪水の際罹災者救助
同上 (同上)	300,000	本県下風水雪の際罹災者救助	本県下風水雪の際罹災者救助
1894 (M27)	30,000	那賀郡三隅村同上	那賀郡三隅村同上
同上 (同上)	100,000	本郡水災罹災者救助	本郡水災罹災者救助
同上 (同上)	150,000	美濃郡水災罹災者救助	美濃郡水災罹災者救助
同上 (同上)	20,000	本村慈恵会費の内	本村慈恵会費の内
1896 (M29)	150,000	藤手・壹城・青森3県下海嘯罹災者救助	藤手・壹城・青森3県下海嘯罹災者救助
1897 (M30)	20,000	本県慈恵院基本金として	本県慈恵院基本金として
1898 (M31)	100,000	本村慈恵会費の内	本村慈恵会費の内
1899 (M32)	20,000	日露役の際従軍者家族へ扶助として	日露役の際従軍者家族へ扶助として
1905 (M38)	600,000		

同上(同上)	200,000	東北地方飢饉貧民救助として義捐
1906(M39)	50,000	広瀬村大火に付罹災者救助として
同上(同上)	50,000	米田桑港震災に付義捐
1907(M40)	10,000	藤川郡斐伊川出水のため罹災婦民へ
同上(同上)	20,000	本県下浜田青児院
1909(M42)	50,000	大阪北区火災の際罹災民救助
同上(同上)	50,000	本県下浜田青児院
1910(M43)	50,000	本県下松江慈育院
同上(同上)	10,000	本県下浜田青児院
同上(同上)	200,000	東北地方水害罹災民救恤
1911(M44)	50,000	本県下松江慈育院
同上(同上)	10,000	同 浜田青児院
1912(T 1)	60,000	同 松江・浜田青児院
1913(T 2)	60,000	同 下松江・浜田青児院
1914(T 3)	300,000	東北地方飢饉・桜島機銃落後事に対し
同上(同上)	60,000	県下松江・浜田青児院
1915(T 4)	100,000	能義郡広瀬村火災に付救助金
1916(T 5)	50,000	本県下松江慈育院
1917(T 6)	50,000	当病院に於て減額施募高
1907(M40)	9,550,412	
1913 T 2)		
小計	35,130,412	
<b>社 会 関 係</b>		
<b>内 容</b>		
1916(T 5)	100,000	津和野神社宝蔵建築費
同上(同上)	20,000	湯原八幡宮維持費
1913(T 6)	40,000	同上経費及釣屋造営費
同上(同上)	20,000	檀原神宮造営費
小計	180,000	
<b>部 会</b>		
<b>内 容</b>		
1887(M20)	100,000	津和野警察署建築費
1888(M21)	20,000	東京地学協会
同上(同上)	10,000	重櫃畔傍光役に付遺族
同上(同上)	100,000	西南役記念碑建設
1889(M22)	200,000	京都同志社へ

1890(M23)	180,000	鹿足郡聯合村費及組合費
同上(同上)	75,000	同上
同上(同上)	200,000	東京鉱業倶楽部
同上(同上)	50,000	川本村警署建設費
同上(同上)	100,000	鹿足郡各町村組合及鉱業費
1894(M27)	30,000	津和野後田建物修繕費の内へ
同上(同上)	30,000	同上
同上(同上)	100,000	松江天主園修繕
1895(M28)	250,000	東京鉱業会
同上(同上)	50,000	同 臨時大会費
1896(M29)	200,000	伊勢神宮苑金へ
同上(同上)	20,000	東京工手学校火災に付再建築費
1900(M33)	200,000	日清の役戦利品展覧会へ
1902(M35)	20,000	青森師団運死の際遺族へ
同上(同上)	10,000	中国実業大会
同上(同上)	10,000	本郡物産品評会
1903(M36)	50,000	東京鉱業会臨時大会費
1904(M37)	30,000	津和野消防器械買入費
1905(M38)	500,000	日露戦役陸海軍恤兵部
同上(同上)	78,000	日露戦役出征家族へ見舞
同上(同上)	2,000,000	帝國義勇艦隊建造費
1907(M40)	100,000	日本鉱業会
同上(同上)	10,000	本村邑輝小学校々友会へ
1909(M42)	100,000	兵庫県立電信局創設費
1910(M43)	10,000	本村品評会
1916(T 5)	250,000	本村青年会館建築費
小計	5,133,000	

[注]。郷家文書「(礼造)履歴書」添付資料より作成。

(2) 以上の記述については以下のものを参照した。『新修島根県史』通史編二 一二四頁～一五一頁、内藤正中、「資本主義確立期における地方自治制度―島根県安濃・邇摩両郡の場合―」（内藤正中編『近代島根の展開構造』名著出版 昭和五十二年 所収）。

(3) 堀家文書「大森御役所江書上由緒扣」（文久二年二月）による。

(4) 同「宗門人別持高御改帳」（安政元年三月）による。

(5) 同「議定」（同資料は内容より天保七年に作成されたものと思われる）。

(6) 注(3)と同一資料による。

(7) 銅山業に関しては堀家勘定場「日記」の関連記事によれば、笹ヶ谷に銅山事務所が設置されており、同事務所より経費等の支払いに勘定場 hands が出向いている。銅山業の具体的経営は、この事務所が担当し、経費等の出納を勘定場会計課が行なうという形をとっていたのではないかと思われる。

(8) 前掲拙稿参照。

## 二 勸農社実業教師高田万太郎の招聘

明治二十年六月七日に松江入した林遠里は、同地東林寺での演説会を皮切りに八月二十日津和野を発する二ヶ月半程の間に、県下を東から西にくまなく巡回した。<sup>(1)</sup>津和野での演説会を堀家勘定場「日記」（明治二十年）は次のように記している。

八月廿日、天気快晴相成候事。

一 農業説諭二付、筑前福岡林遠里と申人、津和野におゐて一昨十八日・十九日説諭相成、右二付出席之もの共  
当村・部栄・山下之もの当方へ相招、説諭之主意柄能々服入致候様申談候事。山下村原田弥一郎外二人、部栄  
村山本長太郎外三人、当村友十郎・房口・茂七其他都合十三名参り候事。

島根県は実業教師派遣延人数で全国一位を示しており、全国的にみて実業教師招聘の積極的府県の一つであった。

これは前述の大地主<sup>1)</sup>地方名望家層の役割と共に、勸業県令として名を馳せた籠手田安定に負う所が大きく、当時の勸業行政機構を動員して、稲作改良事業の柱として林遠里稲作改良法の導入が積極的に推進された事によるのである。鹿足郡では、高田万太郎・樋口伊之吉・鳥越孫三郎・富永平太郎の四名が実業教師として招聘されるが、その内高田万太郎だけが堀家の私費により招聘されている。

この招聘にさきがけて堀家は「稲作改良実施要項」を決定し、改良の手続きを定めている。明治二十年九月二十一日付の『島根県公報』は次のように伝えている。

鹿足郡邑輝村士族堀伴成、自費ヲ以テ筑前ノ老農林遠里ノ門ニ出タル実業教師ヲ備入、同郡西部十二箇村ノ稲作改良ヲ実施スルノ計画ナルヲ以テ、同人ノ請ヒニ応シ、本月十一日高峰村外五村戸長・中川村外五村戸長及勸業委員等、伴成ノ宅ニ集会シ、協議ノ上稲作改良実施手続ヲ定メタリ。其要項ヲ挙クレハ、邑輝村外二村ニ於テ三ヶ所ノ稲作改良模範田ヲ設ケ、該田ハ教師自ラ耕作シ、伝習人ハ各自所有地ニ於テ試作シ、模範田ハ凡反別耆反歩、伝習人試作田ハ反別耆畝歩以上トスル事、各村ニ於テ二十九名ヲ撰ヒ、稲作改良伝習ヲ委嘱スルコト、伝習人ハ教師ノ指揮ニヨリ、当秋種籾ヲ取置キ、及明年試作セントスル地所ニ於テ本年ノ收穫ヲ取調置クコト等ナリ。

邑輝村外二ヶ村に三ヶ所の模範田（反別凡一反歩）を設け、それを実業教師の自作となし、各村より稲作伝習人を二九名選出し、その伝習人は自らの所有地（一畝歩以上）で実業教師の指導の下、試作を行なうというものであった。同家私費による実業教師の招聘要請は、戸長役場―郡役所―県庁を通して行なわれ、当初誰が派遣されるかは不明であった。この招聘に先立って県庁より派遣教師の旅費・農具代等の請求が堀家に対して行なわれ、計九円一錢七厘を八月三十一日付で、戸長役場を通して上納している。九月二十六日に鹿足郡役所より戸長役場を通して雇入れ人の

人名・給額・履歴が通知されて来た。

稲作改良ノ為本郡へ雇入レノ農事実業教師、本月廿日迄ニ撰定、不日出向セシムベク、右ハ孰レモ専心実業従事ノ者ニ候得者、執筆等不束ナルニ付、着之上ハ可然取計呉レ候様、本日林遠里ヨリ申越シ候。然シテ御部内邑輝村堀伴成雇入レノ人名・給額・履歴、左記之通りニ候間、同人へ御通知、万事差支へ無之様御取計相成度、此段及御照会候也。

明治二十年九月廿六日

鹿足郡役所第一課

高峰村外五村  
戸長役場御中

筑前国早良郡脇山村平民

月俸額金拾三円

高田万太郎

二十八年

履歴

一 父耕作義、明治八年来林遠里先生稲作改良ノ教授ヲ受ケ、父ニ随ヒ漸次其方法ヲ行ヒ、同十八年至リ寒中土圍其地畑苗代及挿秧・除草・排水等ニ至ル迄悉皆師命ヲ遵守シ、三割以上ノ増穫ヲ収ム。

一 明治十九年父耕作石川県実業教師トシテ招聘ニ応シ出張候ニ付、父ニ随行セシニ、同県能美郡波佐谷村郡立試

検田担当被命、実地ニ就キ施行致シタルニ、普通作ニ比スレハ一割以上五割余ノ増穫ヲ得タリ。依テ左ノ賞言ヲ拝受ス。

写

福岡県筑前国早良郡脇山村耕作三男

高田万太郎

当春県下能美郡ノ招聘ニ応シ、本県米作改良林遠里ノ新法ヲ実地ニ伝へ、播種以来秋熟ニ至ル迄格別勉勵、其收穫普通ニ比シ一割以上五割余ノ増穫ヲ得タリ。県下農民ヲシテ改良ニ熱中セシムル其勞不少、是全ク教授ノ宜キヲ得ルニ依ル。今ヤ帰国ニ際シ一言以テ謝ス。

明治十九年十月日

石川県



高田万太郎（昭和3年8月）

一 明治十九年九月三十日解傭ニ際シ、九谷陶器花瓶一対・小松絹壺疋、能美郡長杉村寛正殿ヨリ拝受ス。  
一 明治二十年寒中土圃・畑苗代及移植・除草・排水等  
人へ傳ニ至ル迄悉皆師命ヲ遵守シ、其結果普通作ニ比スレ  
ノ對ハ凡三割余リ増穫ト見認ム。  
二 二八歳の青年高田万太郎である。この履歴によれば、父  
耕作に随つて林遠里稲作改良法の伝習をうけ、その技術を

体得し、耕作が明治十九年に石川県に派遣された時同行し、同県能美郡波佐谷村の試験田を担当しているのである。

彼は父耕作の三男として福岡県早良郡脇山村に生まれた。父耕作は前記履歴にみられるように早くより林遠里の陶冶をうけ、遠里に深く傾倒していった。その事は彼自身のみならず、子息の惣五郎、千太郎（後同郡内野村津上家に養子入家する）、万太郎、甚太郎（後中島姓となる。その経緯は不明）を勸農社に入社させ、実業教師として、それぞれ広島・島根・埼玉、島根・高知・愛媛、石川・島根、京都・岐阜・福島の各県に派遣させている事からもわかる。また耕作の妻の実家柴田家も善七（明治三十四年、五九歳で没）が石川・福島両県に派遣され、耕作家の分家にあたる高田弥右衛門家でも、同人が島根・広島・宮城県に派遣されている。<sup>(6)</sup>昭和八年に開催された「林翁追憶座談会」<sup>(7)</sup>で高田稔（耕作の孫）の言によれば、高田家には勸農社の分舎がおかれ、脇山・内野・東入部各村の勸農社員がここで演説の稽古を行ない、また岐阜県や石川県から伝習のため派遣された農民の寒水浸し法等の練習もここで行なわれていたようである。これらの事から高田家と林遠里との密接な関係を知る事ができる。

実業教師として異郷の地で活動するという事が、彼らにとってどのような意味を持っていたのであろうか。これは当時の日本農業の発展を担うことを名譽（おとせ）と考え、その名譽を得るための絶好の機会に出会ったという事である。

高田万太郎の履歴が堀家に届いて後一週間程した明治二十年十月二日付の堀家勘定場「日記」は、「筑前福岡農業先生高田万太郎、本日来着致候事」として彼の来着を記しているのである。

(1) 前掲拙稿参照。

(2) 島根県神門郡に派遣された松田伝三郎は、稲作改良上への県下大地主の役割について次のように指摘している。「出雲国者稲作改良上二国中地



価二万円以上ノ大地主相連絡シ、農談会ヲ設ケ、郡中ニ幹事ヲ置キ、年ニ會ニ決定シ、尚各郡エモ年四會也、各町村エモ四會・六會也會開シ、互ニ小作人ヲ勵マシ、同心協力遂次改良上ニ歩ヲ進メシ事（後略）（林家文書「林遠里宛松田伝三郎書簡」明治二十三年四月十三日。この事は出雲地方のみならず、前述したように県下全般にみられるものと思われる。前掲拙稿で指摘したように、一定程度の農業生産力に達せず、安定の小作地経営が確立していない地域に共通したものと考えられるが、この点今後の考察にまちたい。

(3) 林家文書「実業教手派遣人名一覽表」による。

(4) 堀家文書「公文書類綴込 堀勘定場」(明治十九年十二月) 所収資料による。

(5) 同前資料所収。

(6) 林家文書「実業教手派遣人名一覽表」による。高田家については現当主高田耕作氏(福岡市早良区飯倉)からの聞き取りを参考にした。記して感謝の意を表す。

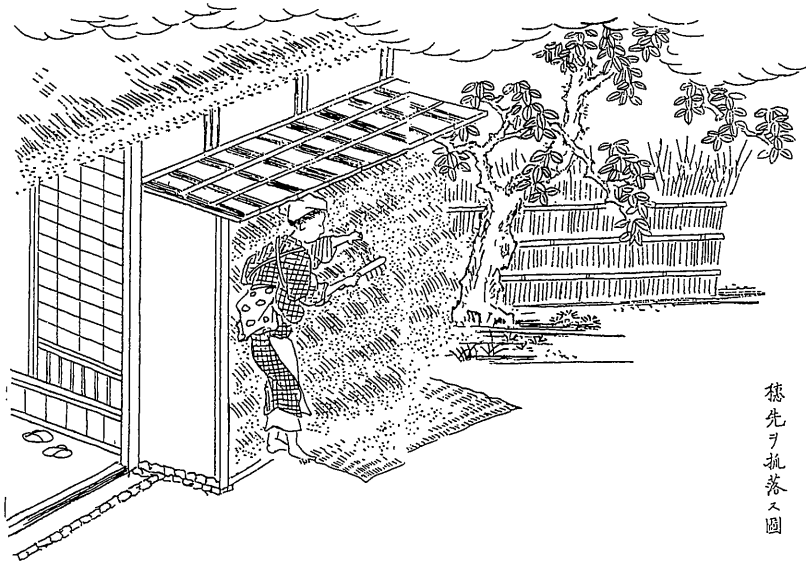
(7) 伊藤角一・越智綱義共編『農哲林遠里翁を憶ふ』(篤農協会 昭和九年) 所収。

(8) 多くの実業教師を派出した福岡県での一般的認識として、次の古賀只平(県勸業課員)の言葉がある。「本県ヨリ東北地方へ農業実験教師トシテ聘用セラレタルモノ多々アリ。今其一ニテ挙グレバ、明治十六年ニハ早良郡林遠里氏富山・石川両県ノ農事巡迴教師トシテ聘用セラレ、内ヲ巡迴シテ耕耘種芸ノ法ヲ説キ、大ニ両県ノ農民ニ感動ヲ与ヘタリ。同年中夜須郡長沼幸七氏ハ、石川県ヨリ馬耕ノ教師トシテ聘用セラレ、孜孜実業ヲ授ケテ、馬耕其他ノ進歩ヲ促シ、便利ヲ与ヘタルモノ尠カラズ。又十七年中ニハ山形県ノ農業篤志者数名九州ノ農業実視ノ為メ、本県ニ米遊シ、農学校其他ニ於テ農具ノ種類、耕鋤法ノ整理、栽培ノ術等、自県ニ比シ其大ニ進ミタルヲ見テ、頗ル感覺ヲ惹起セリ。其他十八年中ニハ石川県ヨリ農業伝習ノ為メ式名米県シテ、大ニ現業ヲ研磨シ、実効ヲ得テ帰郷セリ。又同年中夜須郡多田吉助氏ハ、石川県ノ聘用ニ応ジ、実業教師トナレリ。此他同県ニ於テハ実業ニ老練ナルモノヲ求メテ教師ニ聘用セシ事ヲ本県ニ依頼セラレ、粕屋郡長五郎氏、早良郡高田耕作氏ハ、先般当地ヲ出発セリ。尚他ニ続々実業家ヲ聘用セントスルノ事実アリ。是等ハ実ニ本県農業上進歩ヲ証スル名譽ト言フモ、敢テ過言ニアラザルナリ。」(福岡県勸業月報 第五七回 明治十九年二月 所収)。

### 三 勸農社実業教師高田万太郎の活動

この節では高田の当地での活動について、堀家勘定場「日記」を中心として再現してみたい。

第1図



穂先ヲ扱落ス圖

注) 『勸農新書(再版)』挿入画

(1) 実地技術指導

明治二十年十月二日に来着した高田の活動は翌日より早速始まった。「当村稲作改良ノ為、刈置候稲、当方庭ニテ右高田差図ヲ以、石川伝治外婦人三人ニ而種粃撰こき取候事。部栄村山本長太郎参り、種粃こき取手伝ひ、取方伝授ヲ受候事」(堀家勘定場「日記」明治二十年十月三日付、以下同「日記」からの引用の場合、年月日のみを記した)。高田が堀家庭園にて、この秋収穫された粃付の稲束からの種粃採取法を伝授している。

遠里の種粃採取法は次のようなものである。

種子ヲ採ニハ成熟スルヲ待、直ニ刈採ベシ。時過タルハ却テ宜シカラズ(中略)。

種子ヲ採ニハ刈入レシ後、積累ネタル稲ノ穂先ヲ疎キ櫛ニテ抓落テ採ベシ。斯ノ如クスレハ、良種ヲ得ルニ速カニシテ、撰り穂セシニモ勝レリ。又一把ノ稲ヲ逆サマニ持チ、穂先ヲ蹈落シ、或ハ扱落シ杯シテ採モ善キナリ。穂本ノ粃ハ種子ニ用ウベカラズ。

但シ、櫛ハ堅キ木ヲ撰ビ、長サ七八寸ニ伐リ、手心ニ削リ、之ニ釘ヲ打並ベ櫛ノ齒ノ如ニシテ用ウベシ(後略)<sup>1)</sup>。

当時全国的には、①田中に入り成熟した秀穂を見定め、採種する事②穂先五歩もしくは三步を抜き取る事③水選法④雌雄説による雌穂を採種する事⑤唐箕選等が、単独か複合的に行なわれていた。<sup>2)</sup> 遠里法は、穂先三分を抜き櫛で抜き取り、唐箕等にかけるもので、<sup>3)</sup> これ自体は独自性を持つものとは言えない。しかし田中に入り成熟した秀穂を選定し、それより採種をいちいち行なわない事、また抜き取る時に一括して穂先三步をめどに抜き櫛を使用する事等から、作業の集約度が高く、複雑な作業を要した地域ではある程度の積極性を持つていたであろう。遠里の種籾精選法としては、その次の作業、即ちそうして選んだ種籾から軟弱な種子を排除する効果を持つとした「寒水浸し」「土囲い」両法にこそ真髓があつたのである。高田が伝授した種籾採取法は第1図に示したような形で行なわれたと考えられる。翌日には「農業先生高田万太郎、市尾へ稲種検査として参り候事」(明治二十年十月四日付)にみられるように、採取された種籾の検査に向いている。

当時実業教師は種籾の品種に関しても強く意をはらっており、派遣地での在来品種が粗悪な場合等は、福岡県より持参した種籾を使用する場合もあつた。島根県安濃郡に派遣された波多江与七は、「種子ハ地方ノ種子ヲ用ヘ候故充分ニ無之、甚タ遺憾ニ奉存候。尚国許ヨリ少々持参候分ハ、充分ノ出来テ喜悅罷存候<sup>4)</sup>」と述べている。

島根県下では、明治三十年代に入ると、簸川郡を中心とする湿田地域を除いて、晚稲種の「亀治」が序々にその作付地域を拡げ、大正五年には全県作付面積の三一%を占め、その中でも能義郡で五四%、鹿足郡で四九%の高率を示している。しかし明治二十年を前後する時期は、統一優良品種の普及にまで到っているとは考えられず、優良品種の検査・選択・普及もおのずから実業教師の一つの仕事として重要な位置を占めていたのである。ちなみに、京都府属

として府下全域を農事巡回した福岡県老農高原謙次郎は、特にその粗悪化のめだつ丹波・丹後両地方での優良品種の普及の必要性をあげている点等(6)をみて、当時各地に派遣された実業教師に共通した関心としてこの問題があったのである。

十月十八日には「改良試験田、先生馬ヲ以荒起し候事」(明治二十年十月十八日付)にみられるように、高田が試験田に馬耕を施こしている。当然、犁は福岡県より持参した抱持立犁が使用されたであろう。

遠里は言うまでもなく、抱持立犁を使用した馬耕による深耕を推奨する。彼は言う、「農業は成べく費を省きて収獲の多きを計らざるべからず。普通の馬耕の如きは、大に人力を省き、深く鋤き起すを得て、能く土を上下に混和る等、其の益挙て数ふべからず。牛耕の如きハ、馬耕に及ばざること遠し。且馬糞ハ牛糞に比して肥料に効あること必ず五倍以上に及ぶべし。宜しく其得失を考へ、漸次馬耕に改良する方法を設けて可なり」と。

ここでみられるように遠里は牛耕よりも馬耕の効率性と、牛糞よりも馬糞の肥効の高さをあげている。しかし従来からの牛耕(長床犁による)地帯において牛耕を馬耕に全て置換させるような指導をとらなかつたためか、島根県下でも牛耕の必要性が、粘土質土壌とのことわりがあるが、実業教師間でも認識されて(8)いたし、地元福岡県においても勸農社第三農場(怡土郡長糸村大字飯原)では馬耕・牛耕共に行なわれて(9)いた。

十月三十一日には「改良作麦、本日中路下夕ノ田へ高田先生差図ヲ以時付候事」(明治二十年十月三十一日付)の記事をみる。

実業教師の伝習した農業技術は、稲作に重点がある事は言うまでもないが、裏作物としてのここであげた麦作の他に、菜種作等にも及んだ事は、林遠里稲作改良法普及の技術的拡がりを考える場合、見落としてはならない。菜種作

については、東京府に明治二十年から同二十二年にかけて派遣された舟越源太郎が次のように遠里宛の書状の中で述べている。「蓮沼村試作田式反歩、菜種子植付申候。此地麦・菜種子植付事、初テナリ。」<sup>(10)</sup>

島根県でも、実業教師が麦作について伝習している様子を当時の新聞は次のように伝えている。<sup>(11)</sup>

●改良農事の評 本郡（出雲郡―注西村）担当の彼の農事改良教師某は、ハヤ五十路余りの年齢なるが、過日或る試作場へ麦を蒔きし其法は、糞灰に小便を和したるを麦種に混ぜ、之れを蒔きたりし。然るに、其翌日西風少しく烈しかりしかば、灰は皆吹き飛ばされて唯麦種のみパラ／＼と残り居れり。之を見て農民共は不審を抱き、是迄の慣習によれば、先づ麦種を蒔きたる後、上肥として粃殻或は糞を布くことなりしが、此改良法は当地杯にも適するものかと窃かに啮やき居る向きもあるとか。何様粒々仕上げを<sup>(12)</sup>五覽で、其結果の如何んを待つべきのみ。通信者は其是非を知らず。

いわゆる肌肥による麦種播下であるが、従来県下（出雲地方）でのそれが「先づ麦種を蒔きたる後、上肥として粃殻或は糞を布くこと」であり、実業教師が伝習しようとしたその方法との差異に当惑している様子がかがえる。麦作技術上での肌肥利用は宮崎安貞の『農業全書』に「麦のこやし的事。先蒔ときの肌糞にハ、鰯のくさらかしよし。同じく粉にして灰に合せたるよし。油糟、人糞何れも灰に合せたるよし。麦に灰なくハ蒔ことなかれともしるしを<sup>(12)</sup>けり。」と記されており、また明治二十二年に福岡県の斎藤司の著した『麦作改良新書』にも「播種の肌肥は麦種四升をその播き付くる日三時ばかり尿水に浸し、取り出して下に述べるところの肥料に和し播種すべし（中略）。蠟灰八升、干鰯粉二升、油粕六升、堆肥四荷（中略）。以上を一週間前灰小屋に運びて混交し、糞水を湿るくらい加え、よくかきまぜ、泡醸せしむるようむしろなどをかぶせおき、のち取り出して種子に和して播種すべし。」<sup>(13)</sup>と記され、麦作施

肥法として肌肥播種はむしろ麦作普及地方では一般的方法であったと考えられる。高田の差図にもとずき蒔付られた方法がこの方法によっていたか不明であるが、おそらくそうであったろうと思われる。

これ以降明治二十一年五月頃までの試験田での農作業は、種籾の寒水浸法・土囲い法が行なわれ、苗代作り、播種、麦の収穫等が行なわれたであろうが、「日記」には記載がない。

明治二十一年六月二十日に試験田の挿秧が行なわれた。その様子を次のように伝えている。

六月廿日、天気。

一 試験田植付ニ付、当村・西谷・小毛迄不残及沙汰、牛遣・早乙女多人数相集り、賑々敷早朝〇昼迄ニ植済シ候事。右ニ付、若主人始奥方見物として出張。近辺〇も皆々見物ニ相越候事。

試験田挿秧の賑わいと共に同地域での改良法への関心の高さが伝わってくる。馬鋤を使い牛遣が縦横に代かきをし、その後を早乙女が一列に並んで苗束を持ち、あとずさりしながらまっすぐにそれを挿して行く。一株の苗の本数の少なさと、植付の株と株との間隔の広さをみた見物人たちは、一様に驚かされた事であろう。

## (2) 農談会・品評会での役割

明治二十一年一月二十三日の「日記」に「高田万太郎、過ル九日立出雲大社江参り、昨日帰り候由」との記載がある。高田は一月十三日から十五日まで神門郡杵築において開催された稲作改良教師農談会に参加している。同農談会は、邇摩郡大國村の安井好尚の発起によるものであった。高田の他、県下に派遣された一六名（会長波多江与七、副会長藤原佐一郎）の実業教師が参集し、種籾採種法を初め、稲作全般二二項目にわたって論議された。

派遣府県単位での実業教師たちの集(農)談会は、明治二十七年に富山県で開催された例(勸農社長家屋建築見舞と本社積金について)<sup>(14)</sup>、明治二十八年の長野県の例等<sup>(15)</sup>があげられる。これら集(農)談会の場合、勸農社運営上の問題が主なるものであったが、明治二十一年の前述島根県の例は、実業教師間でのお互いの激励と奮闘を誓い合っただけでなく、林遠里稲作改良法の当県におけるより一層の普及と応用のための技術交流という役割を持っていた。議題の一つに粘土質での牛耕についてが含まれている事は、実業教師の改良法普及が、単に石川県の演説筆記を丸暗記した教条的なものとは一概に言えず、地元での旧慣法、土地条件、気候条件等をふまえながら、その応用普及に意をはらって行なわれていた事を示す一つの例である。

明治二十一年三月八日には、部栄の西光寺において農談会が開催された。「一、本日西光寺におゐて農談会開設ニ付、近村有志面々集会之事。一、大主人右農談会へ出張相成候事。一、勸農教師高田万太郎、同上出張相成候事」(明治二十一年三月八日付)。この農談会の内容は不明であるが、伴成と高田が出席している。また同年は秋にも農談会が開催されている。「一、本日農談会ニ付、村田義実出張、当郡内試作人民集会、高田万太郎出席ニテ会談相成候事。役場口代理相田啓太郎出張相成候事」(明治二十一年九月九日付)。

後者の場合、鹿足郡内での改良法試作人の集会である事が明記され、その場で高田出席の下、試作人との会談が行なわれている。この時期後述のように春以来県下での林遠里稲作改良法への、種籾の腐敗を契機として、非難が噴出して来た時だけに、同改良法をめぐる種々の問題が細部にわたって議論されたであろう事は想像に難くない。

島根県下各郡でこの時期に開催された農談会は数多く、特にその中心題目に林遠里稲作改良法が置かれていた事は言うまでもない。当然、高田のように実業教師が参加し、演説・質疑応答を行なっている。能義郡での農談会の模様

を『山陰新聞』は次のように伝えている。<sup>16)</sup>

● 稲作改良教師の演説 頃日能義郡の稲作改良教師藤原佐一郎は、広瀬に於て開会したる農談会に於て、林遠里氏の稲作改良順序に拠り意見を述べ、螟虫駆除及「イモチ」の所由并防禦法等を談論し、又た同改良法に就き演説を為したり（後略）。

ここでは藤原佐一郎が林遠里稲作改良法を順を追って演説しており、その後螟虫駆除法と稲熱病の原因と防禦法について論議されている。螟虫駆除法については、遠里の各府県演説筆記に必ずみられる題目であるが、稲熱病に関しては管見の限りみられない。この問題で藤原がどのように述べたか不明であるが、彼自身の独自の當農経験の中で培われたものが生かされた事は確かであろう。

さらに同郡での農談会を次のように伝えている。<sup>17)</sup>

● 農談会 去る三日、能義郡広瀬に於て農談会を開設せるが、会員は同郡稲作改良伝習生徒及各村稲作改良試験員にして、会するもの三十三名、実業教師之れが説明員となり、稲種寒水浸・土圀に腐敗を来たせし重なる原因如何。寒水浸又は塩水浸を以て精撰せし種子は、一坪の播下の量何程を以て適当とすべきや。畑苗代と水苗代の得失如何。厚植の利害。小地面の収穫を以てすると大地面の収穫を以てすると孰れに利益あるや、の五問題に就き討論談話し、且つ演説をなせり。当日は郡長・郡書記・勸業委員・農事試験員等も出席し、郡長若槻敬氏は本郡稲作改良苗代調査の景況を見るに、凡そ八歩善良、二歩失敗の割合にて、其失敗は多く方法の未熟に帰するが如し。是に於てか愈々改良法実験生徒伝習の必要を感せしめ、且其試験の好結果なりしを満足せり（後略）。

この農談会の特徴は、寒水浸し法・土圀法による種糶腐敗についての問題が大きな位置を占めている事である。同



年春に各地で両法によつて播下された種籾の腐敗が起こり、出雲郡では苗代に播いた種籾が「雨夜に星を探るが如き発芽の模様」<sup>(18)</sup>を呈し、各地で林遠里稲作改良法への非難が高まった時であつた。<sup>(19)</sup>それ故、この腐敗が技術的未熟から惹起されたとして、農談会において一層の努力を求めようとしたものであつた。

鹿足郡の高田担当地域<sup>(20)</sup>では、こういった農談会とは別に今度はその成果を村民共通のものにするため、共進会・品評会の開催も企図されている。まず「共進会手続」を次にあげておこう。<sup>(21)</sup>

鹿足郡高峯外五ヶ村・中川外五ヶ村  
稲作共進会手続

一 本会ハ高峯外五ヶ村・中川外五ヶ村第一回稲作ノ品評ヲ為シ、之レニ等級ヲ付シ、弐等以上ノ品位ニ当ルモノハ、褒賞を与フルモノトス。

但、出品物ハ稲穂ニ限ラス何品ニテモ出品苦カラス。

一 本会ハ本月廿八日部栄村西光寺ニ開クモノトス。

一 審査長・同委員長各一名、同委員四名ヲ置クモノトス。

一 出品ハ本月廿七日正午十二時マデニ、名刺及ヒ稻名ヲ附シ、会場受附掛へ差出スベシ。

一 第一条ノ等級ハ各村左ノ如ク組合ヲ設ケ等級ヲ附スルモノトス(雑品等級ハ種類毎ニ十二ヶ村ヲ一組ニナシ、等級ヲ附スルモノトス。)

但、出品人拾名以下ノ組ハ、他ノ組へ合併、等級ノ設クル事アルベシ。

一 高峯村

高田・神田一組

- 鳥居向・中原一組
- 田二穂村
- 喜時雨・中原一組
- 山入・虹ヶ谷一組
- 名賀村
- 徳次・白井一組
- 田代一組
- 部栄村
- 横瀬一組
- 市尾・戸谷一組
- 内美村
- 野中一組
- 高野一組
- 邑輝村
- 木毛一組
- 西谷一組
- 出合・畑ヶ迫・白石一組

一 中川村

平野一組

十王堂・下山一組

一 長福村一組

一 中山村一組

一 山下村

川尻・小山一組

下組一組

一 中曾野村一組

一 吹野村一組

⇒

一 稲作褒賞左ノ如シ。

優等 風呂鍬・鎌・蟹爪 各老挺

一等 鎌・蟹爪 各老挺

二等 蟹爪 老挺

一 審査長・同委員長・同委員人氏左ノ如シ。

審査長 堀礼造

審査委員長 高田万太郎

審査委員

倉益晚稻

山下長太郎

原田弥一郎

桑原益治

一 審査委員長・同委員ハ廿七日ヨリ出頭、等級調査スルモノトス。

一 開場時間ハ午前十時ヨリ午後四時マデトス。

一 本会委員ヲ四名ト定メ、試作監督掛ヲ以テ之レニ充テ、本会一切ノ事務ヲ担任スルモノトス。

堀礼造が審査長となり、審査委員長に高田万太郎を据えた。高峰村二組、田二穂村二組、名賀村二組、部栄村二組、長福・中山・中曾野・吹野村それぞれ一組、山下村二組に別かち、それぞれの組の稲穂に等級を付し、二等以上には褒賞としてそれぞれ農具を授与するものであった（雑品に開しては一ニヶ村一括して等級を付した）。

明治二十二年十一月二十日に、同じく西光寺において農産物品評会が開催されている。同日の「日記」には、「部栄西光寺ニ於テ農産物共進会開会ニ付、村長ヲ始メ、上堀・和堀・中路老、其他係り員出張候事」と記されている。出品物は前日までに会場に集められたようで、堀家からも手代増蔵名前にて大根と西洋赤蕪を出品している（明治二十二年十一月十九日付）。

同品評会開催に当り、会主堀礼造は県知事に対して「規則」を添付して届を同月十五日に出している。<sup>22)</sup>

農産物品評会開設届

本月廿日、喜時雨村大字部栄西光寺ニ於テ農産物品評会開設致度、依テ別紙規則書相副ヘ此段及御届候也。

鹿足郡喜時雨村大字邑輝  
七百九拾五番地

会主 堀 礼造

明治廿二年十一月十五日

島根県知事 篤手田安定殿

農産物品評会規則

第一条 本会ハ喜時雨村・木部村兩部内ノ農産物ノ品評ヲナシ、左之等級ニ從ヒ会主ノ名ヲ以テ褒賞ヲ授与。

第一種 稻

壹等 風呂鍬 鎌 蟹爪 各壹挺

貳等 鎌 蟹爪 各壹挺

参等 鎌 壹挺

第二種 雜品

一等 鎌 貳枚

二等 鎌 壹枚

三等 鍬 風呂 壹本

但、前項之如ク定ムト雖トモ、都合ニ依リ同価額ノ物品ヲ以テ代用スル事アルヘシ。

第二条 本会へ出品セントスル者ハ、左之手続ニ従フヘシ。

一 麦・大小豆〔大根蕪〕等ノ類ハ、根幹枝葉ヲ損セス、五株乃至七株ヲ一束トシ、名称及ヒ出品人ノ姓名ヲ附シ、差出スヘシ。

第三条 本会ニ審査長一名・審査委員長一名・同委員四名・雑務委員四名ヲ置ク。

第四条 審査長・同委員長及委員ハ、出品ヲ審査シ、等級ヲ附スル事ヲ担任シ、雑務委員ハ本会一切ノ雑務ヲ取扱フモノトス。

同品評会にも審査長・審査委員長それぞれ一名、同委員四名、雑務委員を四名を置いている。ここでの審査長はおそらく前記共進会同様礼造がなり、審査委員長には高田がなつたと思われる。

こういった品評会が地域での改良法普及のために直接耕作者を鼓舞するものである事は言うまでもない。出品物の実質的審査に高田があたる事は、実業教師としての彼の役割からすれば当然の事であつた。

### (3) 堀家小作地管理

高田は、林家文書「実業教手派遣人名一覧表」によれば、島根県鹿足郡へ明治二十年十月に派遣され、同二十三年十月に解雇された事になっている。堀家の私費招聘であつたとしても、当初高田の役割は同郡に派遣された他の三名の実業教師となんら変わらないものであつたが、明治二十二年十月頃より、序々に純粹な改良法の伝習の他に、堀家経営に参画し始めている。それは同年十月十八日に、堀家小作地の検見のため、堀源一・布施田重夫と共に鳥井に出

向いている事から窺える。<sup>23)</sup>

明治二十三年に入ると、五月の下旬より高田に関連した記事が頻出するようになる。この頻出は高田の小作地管理の役割の増大と比例したものであった。実業教師としての役割は、前者の役割に包含された限りでの位置が与えられ始めるのである。このことは高田が私費で招聘された事により、堀家との密接な関わりの中での農事改良指導という事から起った当然の帰結なのであった。<sup>24)</sup> 換言すれば、堀家の小作地管理の中に高田を取り込む事によって、その管理が単に小作米収取関係にとどまらず、農業技術指導をも含む事により、より広い意味での小作地管理を可能にしたという事である。

これは高田の役割の質的变化であった。従来実業教師として高田担当地域の農事改良指導にこそその役割があり、いわゆる「公」的役割が優先するものであり、その地域に多くの堀家小作地が集中していた事から、あくまでもその結果として「私」的効果を持ったのに対し、高田が堀家勘定場の小作地管理の番頭的役割を増大させる事により、今度は逆に「私」的役割が優先する事になり、その事を通して「公」的役割をはたす事になるのである。

明治二十二年末から序々に堀家の小作地管理に従事し始めた高田は、その追認として前述明治二十五年九月一日の家憲制定時について堀家勘定場の小作地管理担当の番頭となり、堀家経営の一担い手として新しい道を進む事になった。

(1) 林遠里『勤農新書(再版)』(明治十四年三月)所収。

(2) 『明治十四年農談会日誌』(『日本農業発達史』第一卷 平凡社 昭和二十八年 所収)参照。

- (3) 前記「勸農新書」には記述がないが、各府県での林遠里演説筆記にはしばしばみられる。
- (4) 林家文書「林遠里宛波多江与七書簡」(明治二十年六月十七日)より引用。
- (5) 中国四国農政局計画部編「出雲平野における農業の展開」(昭和四十六年)七四頁参照。
- (6) 拙稿「明治二十年における一老農の農事巡回―福岡県老農高原謙次郎の京都府農事巡回について―」(秀村選三先生御退官記念論文集「西南地域の史的展開 近代編」思文閣出版 一九八八年 所収)参照。
- (7) 林遠里「農家実益日本米麦改良法」(明治二十年三月)より引用。
- (8) 後述の高田が参加した出雲での実業教師大集会の議題の一つに粘土質土壤での牛耕があげられている(拙稿「西南農法の普及と林遠里―勸農社―島根県を事例として―」参照)。
- (9) 林家文書「毎月日記簿 第三農場」(明治二十七年十月)所収の記事による。
- (10) 林家文書「林遠里宛舟越源太郎書簡」(明治二十一年一月一日)より引用。
- (11) 「山陰新聞」明治二十年十二月二十八日付記事。
- (12) 『日本農書全集』第一二巻(農山漁村文化協会 昭和五十三年)一五五頁―一五六頁より引用。
- (13) 『明治農書全集』第四巻(農山漁村文化協会 昭和六十年)一九頁より引用。
- (14) 林家文書「山部信苑上野為吉書簡」(明治二十七年七月二十一日)参照。
- (15) 林家文書「林遠里宛原田勝三郎書簡」(明治二十八年四月十三日)参照。
- (16) 明治二十一年二月二十五日付記事。
- (17) 「山陰新聞」明治二十一年七月八日付記事。
- (18) 同前、明治二十一年六月十六日付記事より引用。
- (19) 前掲拙稿参照。
- (20) 鹿足郡には明治二十年十月以降前述のように四名の実業教師が招聘された。高田は堀家の私費招聘であったが、他の三名は郡勸業当局によるものであった。他の三名の費用負担をめぐって、堀家と郡勸業当局との間で若干のトラブルがみられるが、それもまもなく解決され、明治二十一年十月以降も高田と同上三名の継続聘用が行なわれた。この継続に当って新たに「規程」が設けられたのである。長くなるが以下にそれを再録して置く。

鹿足郡稲作改良法実施規程

第一章 教師担当区域



第一条 明治二十一年九月十六日日本郡一般聯合村会ノ評決ニヨリ同年十月ヨリ式拾貳年九月迄稲作実業教師三名ヲ置ク。其担当区域左之如シ。

第壹区

森外四村現戸長役場所轄各村

寺田外五村同上

柿木外四村同上

合十六ヶ村

第貳区

日原外四村同上

須川外三村同上

青原外四村同上

合十四ヶ村

第三区

真田外四村同上

七日市外四村同上

六日市外四村同上

藏木外五村同上

合二十一ヶ村

第四区 但、堀伴成履教師担当

高峯外五村同上

中川村外五村同上

合拾貳ヶ村

第二条 教師ノ住所左ノ如シ

第壹区

寺田村

第貳区

須川村

第三区

六日市村

第四区

邑輝村

第三章 教師服務

第三条 教師担当ノ区域及住所ハ当郡役処ノ定ムル所ニ從フベシ。

第四条 教師ハ当郡役処並ニ担当区戸長及勸業委員ノ監督ヲ受クヘキモノトス。

第五条 病氣事故ヲ以テ七日以上教授ヲ欠キ、又ハ郡及他区ニ出ル日數ヲ時ハ、住所ノ戸長役場ヲ經テ速ニ当郡役所ヘ届出ヘシ。

第六条 郡外ヘ出ントスル時ハ、其事実ヲ具シ、住所ノ戸長役場ヲ經テ予メ当郡役所ヘ願出ヘシ。

第七条 月給ハ其月廿六日休日ナレバ廿五日午前九時迄ニ証書持參、当郡役所ヘ受取方申出ツヘシ。

第八条 服務中勤惰ニヨリ金拾円以内ノ慰勞金ヲ贈与スヘシ。

第三章 模範田其他準備

第九条 模範田ハ戸長役場区域ニ一ヶ所ヲ設クルモノトス。

第十条 模範田ハ所在居住伝習生徒ノ所有地又ハ借地ヲ以テ之ニ充ツ。

第十一条 模範田ノ成物ハ所有又ハ借地伝習生徒ノ所有トス。

但、借地料ハ其伝習生徒ニ於テ弁スルモノトス。

第十二条 模範田ニ要スル肥料及農具・牛馬等ハ伝習生徒ノ所弁トス。

但、通学生徒ハ肥料ヲ弁セス。

第十三条 肥料・農具・牛馬等ノ手当ニ差支アル場合ハ、他適宜ノ方法ニヨリ乏ヲ弁スル素ヨリ妨ナシ。

第十四条 戸長ハ教師ト協義ノ上、模範田宅反歩等以下地味中以上ヲ撰定シ、当郡役所ヘ届出スヘシ。

第四章 伝習生徒心得

第十五条 模範田ニ於テ教授ヲ受クル者ヲ伝習生徒ト称ス。

但、人数ニ制限ナシ。

第十六条 伝習生徒卒業ノ上ハ、稲作ノ收穫多ク、且米質改良ヨリ生スル収利、又ハ、稲作実業教師ヲ勤メ以テ其身ヲ利スルノ益アリ。故ニ修業中  
弁当料其他手当ヲ給セス。

但、赤貧又ハ余儀ナキ事情アルモノハ特ニ手当ヲ給シ、又ハ賞与スル事アルヘシ。

第十七条 伝習生徒ハ戸長其部内住居ノ者ヨリ撰挙シ、当郡役所ヘ開申スヘシ。

但、郡役所ニ於テ臨時指定スル事アルヘシ。

第十八条 伝習生徒ハ男子年齢十八才以上三十才以下ニシテ身体壯強曾テ強窃盜罪ヲ犯セシ事ナク、才氣アルモノヲ撰挙スヘシ。

但、年齢三十才以上ト雖トモ、従来農事改良篤志ノモノハ特ニ許可スル事アルベシ。

第十九条 教則・試験則ハ、別ニ定ル所ニ從フヘシ。

第二十条 伝習生徒ハ試験ノ成跡ニヨリ証書ヲ授与ス。

第二十一条 女子ニシテ挿秧ノ業ヲ伝習セントスル者ハ、教師ノ見込ミヲ以テ之ヲ許ス。

但、年齢ハ三十才以下タルベシ。

第二十二条 挿秧ノ業ヲ学フモノモ亦証書ヲ受与ス。

第二十三条 生徒ノ内勉勵衆ニ越ヘ、試験成跡優等ノ者ハ、本郡農事奨励品授与規則ニヨリ奨励品ヲ授与スル事アルヘシ。

## 第五章 集会

第二十四条 集会ヲ分ツテ教師会・生徒会ノ二種トシ、教師会ハ津和野ニ開キ、生徒会ハ各区ニ於テ開ク。其期日ハ臨時之ヲ定ム。

第二十五条 教師会ハ教授ニ関スル事件ヲ協議シ、生徒会ハ其区内生徒集会シテ、互ニ伎芸ヲ演ジ又ハ農談スルモノトス。

第二十六条 教師会ハ当郡役所勤業係又ハ勤業委員管理シ、生徒会ハ受持教師之レヲ管理ス。

## 第六章 変則試作人

第二十七条 第四章伝習生徒ノ外、郡内住居シ自ラ試作シ教師ノ教示ヲ望ムモノハ、直ニ教師ヘ申出、其承諾ヲ受クヘシ。教師ハ試作望ノ者ノ居所・姓名・年齢・試作田所地名・字・反別ヲ記シ、試作人住所ノ戸長役場ヲ経テ当郡役処ニ届出ヘシ。

第二十八条 試作ヲ望ム者ト雖トモ、教師ヨリ予メ左頃ヲ談示シ、該頃ノ旨趣ヲ遵守スヘキ志操確實ナル者ニアラサレハ、之ニ応スヘカラス。

一 教師ノ指揮ニ違背スヘカラス。

二 第四章伝習生徒ノ教授余暇ニアラサレハ、敢テ教授ヲ望ムヲ得ス。

三 試作ノ結果不充分ノ故ヲ以テ苦情ヲ唱ヘ、又ハ改良法ノ普及ヲ妨碍スヘカラス。

(21) 堀家文書「公文書類綴込 堀勘定場」(明治十九年十二月)所収。この「手続」はその頭注によれば、明治二十一年十一月二十八日に、主人

両戸長、高田の立会の下で堀本家において評決されたものである。当初は同日に開催予定であったが、品川弥二郎の来訪のため十二月二十二日に延期されたのである。

(22) 同前資料所収。

(23) 堀家勘定場「日記」(明治二十二年十月十八日付)による。

(24) これは当初高田の俸給支払いが、いったん堀家から郡役所に納入され、その後郡役所から行なわれていたものが、明治二十二年の十二月の郡役所からの「照会状」(注21)と同一資料所収)によれば、以降毎月堀家から高田への「直渡し」に変更されているのである。この辺りから招聘の「公」から「私」への変化が生みだされたのではないだろうか。

## おわり

旧慣法に固執する農民の中に、それに柔軟に対応しながら、一つのシステムとして新しい農業技術の体系を普及するためには、単に机上での優位性を主張するのみではその効果は望むべくもなく、身を持って農民の中に入り、自らの営農経験をふまえながら、実際に彼らの眼の前でその利益を指し示す事が必要である。

その意味で高田が当地木部村のきわと結婚し、堀家の勘定場番頭になり、昭和四年、八〇歳にして当地でこの世を去る事になったのは、その役割をはたそうとする彼の農事改良への献身の一つの選択であったのである。

これに対して、近世以来「親方」として、地域社会「発展」のために経済的、社会的、政治的、文化的に大きな寄与をして来た堀家にとって、実業教師の招聘の意義は、農事改良へのまた一つの寄与であった。

地方名望家堀家と勸農社実業教師高田万太郎の招聘という形での出会いは、島根県鹿足郡という地域での農事改良における献身と寄与との出会いであった。この出会いは、高田の堀家勘定場番頭としての同家小作地管理へと結果したとしても、それは前提ではなかったのである。